

第30号議案

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

春日市立の中学校に部活動指導員を設置することに伴い、その報酬額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

社会教育委員	日額	6,500円
--------	----	--------

」

を

「

社会教育委員	日額	6,500円
部活動指導員		4,800円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。